

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。今年の夏も猛暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。熱中症に気を付けながら、コロナウイルスの感染にも重ねてご留意ください。

今回は、「成年年齢引下げに伴う相続税・贈与税特例の見直し」についてご案内いたします。

成年年齢引下げに伴う相続税・贈与税特例の見直し

令和4年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これによって、18歳に達した方は、親の同意を得ることなく、クレジットカードをつくる等の契約行為が可能となりました。相続や贈与においても少なからず影響が及んでいます。

この民法改正に伴い、一部の相続・贈与税特例等の年齢要件が見直されてきました。20歳を基準とする要件を18歳に引き下げる税制改正が行われています。

◆贈与税・相続税の改正のあらまし

区 分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税（相続税法21の9） 住宅取得等資金の非課税等（租税特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2） 贈与税の特例税率（租税特別措置法70の2の5） 相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法70の2の6～70の2の8） 	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継税制（租税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5） 	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> 結婚・子育て資金の非課税（租税特別措置法70の2の3） 	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者控除（相続税法19の3） 	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

（出典：国税庁 民法の改正（成年年齢引下げ）に伴う贈与税・相続税の改正のあらまし）

同じ令和4年の贈与でも、3月31日以前の贈与か、4月1日以後の贈与かで上記特例の適用関係が異なります。贈与を受ける人が令和4年1月1日において18歳又は19歳の場合、3月31日以前に贈与を受けると贈与税の特例税率や住宅取得資金の非課税特例等が適用されませんが、4月1日以降では適用対象となります。

特例の内容ごとに年齢の判定日が異なりますので、この点もご注意ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽に**アスモア税理士法人**にご相談ください。

TEL : 092-726-2350